

## 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン遵守宣言事業所ステッカーに関するよくあるお問い合わせ

令和2年7月30日現在

Q1	ガイドラインとは何ですか。どこで調べたらいいのですか。
A1	<p>ガイドラインとは、専門家の知見等を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のために事業者等が取り組むべき対策や留意点等をまとめた手引書であり、政府が示した「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」や京都市観光協会が作成した「より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)」、京都府が作成した「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(例)」などをご覧ください。詳しくは内閣官房HP、京都市観光協会HP、京都府HPで確認できます。</p> <p>内閣官房HP <a href="https://corona.go.jp/prevention/">https://corona.go.jp/prevention/</a>          京都市観光協会HP <a href="https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf">https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf</a>          京都府HP <a href="http://www.pref.kyoto.jp/">http://www.pref.kyoto.jp/</a></p> <p>また、上記ガイドラインに基づいて府内の業界団体や組合等で独自のガイドラインを作成している場合もありますので、ご確認ください。なお、ガイドラインは、更新されますので適宜ご確認ください。</p>
Q2	ステッカーの事業主体は誰ですか。
A2	<p>事業主体は新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議(以下、京都会議)で、京都商工会議所、京都工業会、京都経済同友会、京都経営者協会、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会、京都府観光連盟、京都市観光協会、京都府、京都市で構成されています。</p> <p>京都会議は、京都の経済団体、中小企業団体、業界団体、行政が、ガイドラインの推進を通して、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ活動を共同して行うための運動体です。ガイドラインによる感染防止策の啓発やガイドライン推進の宣言を行った事業者に対するステッカーの交付等をオール京都で実施します。</p>
Q3	申請書は、どこに行けば受け取れますか。
A3	<p>最寄りの商工会・商工会議所、経済団体、観光協会等で入手ください。申請書類を置いている窓口は、京都会議HP (<a href="http://www.">http://www.</a>) でご確認ください。</p> <p>また、WEB申請(パソコン、スマートフォン)も可能ですので、ご利用ください。</p>
Q4	ガイドラインに基づく感染拡大予防対策を行いたいのですが、支援制度はありますか。
A4	<p>現在募集中の支援制度として、京都府新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金(募集締切9/15)や国の小規模事業者持続化補助金(第3回募集締切8/7、第4回募集締切10/2)などがあります。</p> <p>現在ご利用いただける補助金等については、京都府HPのトップページに新型コロナウイルスに関する事業者向け支援制度を掲載していますのでご参照いただくとともに、詳しくは商工会・商工会議所、中小企業緊急経営支援コールセンター(平日9時から17時、フリーダイヤル0120-555-182)などの相談窓口にお問合せ下さい。</p>
Q5	これから感染拡大予防対策に取り組みますが、ステッカーを申請できますか。
A5	ガイドライン記載の対策を講じた上で、ステッカーを申請ください。
Q6	ガイドラインに記載されている感染予防対策をすべて行う必要がありますか。

A6	物理的に難しいものなど、実施が困難な場合は代替策をとることなどにより、ガイドラインの趣旨を踏まえ、感染拡大防止に取り組んでください。
Q7	ガイドラインが推進できているか立ち入り検査などはありますか。
A7	事実と異なる宣言をすることはお客様からの信頼を損ねる行為であり、認められません。宣言が事実と異なる疑いがある場合には、「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」利用規約に基づき、京都会議又はその指示を受けた者が施設に連絡または訪問し、感染防止対策について確認をさせていただく場合があります。また、申込内容が虚偽であった場合やその他京都会議が不適切と判断した場合は、発行したステッカーの利用を禁止し、既に印刷及び掲示したものについても廃棄・撤去を命じ、その旨を公表する場合があります。
Q8	業種別ガイドラインに該当する業種がありませんが、どうすればいいですか。
A8	最も近い業種のガイドラインを選択してください。当てはまるものがない場合は京都府のガイドラインを選択してください。
Q9	一つの店舗で業種別ガイドラインの複数の業種に該当する場合、どのガイドラインを利用すればいいですか。
A9	主な業態があれば当該業種を選択していただくか、該当する業種ごとにそれぞれガイドラインに基づいた感染症対策を実施してください。申請書の業種欄については複数の業種を選択してください。
Q10	ステッカーはいつまでに申し込む必要がありますか。
A10	今のところ、申込の終了時期は定めておりません。新型コロナウイルス感染症が収束するなどの状況により、京都会議において終了時期を判断します。
Q11	商工会、商工会議所の会員ではなく、業種の組合にも入っていませんが、ステッカーを受け取れますか。
A11	ガイドライン等の遵守を行うのであれば、京都会議参画団体の会員でなくても最寄りの商工会・商工会議所、京都会議参画団体の窓口で申請できます。
Q12	HPから印刷したステッカー図案はコピーして利用していいですか。
A12	申請した店舗・事業所に掲示するのであれば、複数印刷して利用いただいても構いません。
Q13	HPから印刷したステッカー図案はポスターやちらし、名刺などに使用してもいいですか。
A13	店舗への掲示が前提ですが、申請していただいた事業所内でのポスター掲示や、事業所名とセットであればちらしや名刺などに使用していただいても結構です。
Q14	HPから印刷したステッカー図案は白黒で利用してもいいですか。
A14	白黒でご利用いただいても結構です。
Q15	ステッカーが貼ってあるお店はどこかわかりますか。
A15	京都会議のHPに申請店舗・事業所の一覧を掲載する予定です。

Q16	ステッカーが貼ってあるお店は、行政が安心なお店と公認しているということでしょうか。
A16	ステッカーは、ガイドラインに沿った感染防止の取組を行っていることを事業者自らが宣言していることの証であり、行政が安心のお墨付きを与えるものではありません。
Q17	他府県の事業者ですが、店舗・事業所は京都府にある場合は申請できますか。
A17	京都府内の店舗・事業所について申請できます。
Q18	京都府、京都市の接触確認アプリとは何でしょうか。
A18	<p>店舗や集客施設等の利用者から新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合、感染者の行動履歴から、接触の可能性のある人に素早く連絡をするシステムです。店舗や集客施設ごとの登録が必要となります。詳しくは、以下のHPをご覧ください。</p> <p>京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス  <a href="https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/coronakinkyurenroku.html">https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/coronakinkyurenroku.html</a>          京都市新型コロナあんしん追跡サービス  <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html</a></p>
Q19	公益法人や社会福祉法人、医療法人、学校法人、農業法人、宗教法人、NPO法人などは対象になるのでしょうか。
A19	業種別ガイドラインがある店舗や集客施設についての申請であれば対象になります。